

○八王子市職員の給与に関する条例（抜粋）

昭和26年4月2日

条例第21号

令和7年3月27日条例第25号

（この条例の目的）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料）

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし給料月額を支給する。

2 給与期間の給料の支給日は市規則で定める。

第6条 新たに職員となつた者にはその日から給料を支給し昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給し、及び職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。ただし、職員が死亡し、まだその月の給料が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、保第29条の規定による懲戒免職の処分又は法第28条第4項の規定による失職に相当し、その月まで給料を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、給料に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、死亡した日までの給料を支給することができる。

3 職員が公務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間中給与の全額を支給する。

4 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、

住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

5 職員が前2項以外の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

6 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

7 第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

8 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 1人につき13,000円
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる者 1人につき6,000円(給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が4級である職員及び給料表(3)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級である職員にあつては、3,000円)

4 第2項第1号に掲げる者で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は前条第2項第1号に掲げる者で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 第5条第1項の規定は、扶養手当の支給に準用する。

（地域手当）

第9条 地域手当は、すべての職員に対して支給する。

2 地域手当の月額及び支給方法は、市規則で定める。

（住居手当）

第9条の2 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、かつ、月額1万5,000円以上の家賃（使用料を含む。）

を支払っているもの（市規則で定める住宅に居住する職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額、1万5,000円とする。
- 3 第5条第1項の規定は、住居手当の支給に準用する。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1） 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると市規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- （2） 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（交通用具を使用しなければ通勤することが困難であると市規則で定める職員以外の職員であつて交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- （3） 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は交通用具を使用しなければ通勤することが困難であると市規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- （2） 前項第2号に掲げる職員 交通用具の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第5に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が常勤の職員の通勤所要回数に満たない職員にあつては、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、交通用具の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（交通用具に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第5（第10条関係）

交通用具の片道の使用距離	月額（円）
5キロメートル未満	2,600
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000
25キロメートル以上35キロメートル未満	11,000
35キロメートル以上45キロメートル未満	13,000
45キロメートル以上55キロメートル未満	14,000
55キロメートル以上	15,000